港区立狸穴公園等の管理運営に関する基本協定書の変更協定書

港区(以下「甲」という。)とアメニス・ケイミックス・日比谷花壇グループ(以下「乙」という。)は、令和4年4月1日付けで締結した「港区立狸穴公園等の管理運営に関する基本協定書」(以下「原協定」という。)第50条の規定に基づき、原協定の一部変更について、次のとおり協定を締結し、令和5年4月1日から適用する。

- 1 原協定第5条に次の1号を加える。
 - (23)一の橋公園
 - ア 所在地 港区東麻布三丁目9番1号
 - イ 施設概要 4,997.19平方メートル
- 2 原協定第20条第1項を次のように改める。

(個人情報の保護)

- 第20条 乙は、個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律 第57号)等の関連法令及び別紙1「個人情報等取扱いに関する特記事項」を遵守 しなければならないものとする。
- 3 原協定別紙1「個人情報等取扱いに関する特記事項」を別紙1のように改める。
- 4 基本協定書別添業務基準書を別紙2のように改める。

本変更協定の締結に証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1 通を保有する。

令和5年3月17日

- 甲 港区芝公園一丁目5番25号港区港区長武 井 雅 昭印
- 乙 アメニス・ケイミックス・日比谷花壇グループ 代表団体

港区三田四丁目7番27号 株式会社日比谷アメニス 代表取締役 伊藤 幸男 印